

○資源管理措置(令和7年度)



※ 斜線部分は、春漁を規制  
※ さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

令和 8 年 2 月 6 日  
さわら検討会議

## 今後のサワラ資源管理の検討方向について

今後のサワラ資源管理について検討を進めるにあたり、資源管理措置等については、以下のとおりとする。

### 1. 資源管理の目標について

令和 7 年度の資源評価により示された目標管理基準値(最大持続生産量(MSY)を実現する親魚量)の 2036(令和 18)年での実現に向けた漁獲管理規則案の議論を踏まえて検討する。

### 2. 今後の資源管理措置の検討方向について

2026(令和 8)年度の資源管理措置は現行のとおりとする。

2027(令和 9)年度以降の資源管理措置については、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の議論や最新の資源評価を踏まえ、必要な検討を進める。

## 令和 8 年度 さわら広域資源管理の取組

## 1. 海域(灘)・漁業種類ごとの取組

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5～7/11) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25～6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
	はなつぎ網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5月:3日間、6月以降:1日間)の休漁 操業時間の1時間短縮
	さわら船曳網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5月:3日間、6月以降:1日間)の休漁 操業時間の1時間短縮
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16～6/15) →休漁 網目→10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) →休漁 網目→10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1～9/30→休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

## 2. その他資源管理への取組

上記 1 の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

○資源管理措置(令和8年度)



※ 斜線部分は、春漁を規制  
※ さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

## さわら広域資源管理に係る委員会指示について

### 1. 委員会指示の発出について

- (1) 広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- (2) 現行の委員会指示第 49 号の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和 8 年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

### 2. 委員会指示第 52 号（案）の概要

- (1) 現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- (2) なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週 2 日の定期休漁と輪番による 4 日間（5 月に 3 日間、6 月以降に 1 日間）の休漁」とし、許可船舶ごとに休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十二号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和八年三月五日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 脇田 和美

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</p> <p>二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>四 小鳴門水道東口小鳴門橋</p>
大阪湾	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境</p>

安芸灘	燧灘	備讃瀬戸	播磨灘	
次に掲げる海域一及び二を合わせた海域	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三 小鳴門水道東口小鳴門橋 四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線	境界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線

伊予灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
周防灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線</p>

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流	毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止  さわらを目的とした操業の禁止

周防灘	伊予灘	安芸灘	燧灘	
五月一日から五月三十一日まで	五月十六日から六月十五日まで	九月一日から九月三十日まで	九月一日から九月三十日まで	し網漁業は九月一日から九月三十日まで)
さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする	さわらを目的とした操業の禁止

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

令和 年 月 日  
事務連絡

瀬戸内海関係府県サワラ関係各位

瀬戸内海漁業調整事務所

## サワラ瀬戸内海系群の広域資源管理について（通知）

サワラ瀬戸内海系群（以下「サワラ資源」という。）の広域資源管理の取組については、平成 14（2002）年に策定された「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」に基づき、漁業者による漁獲努力量を削減するといった取組から本格化し、平成 24（2012）年以降は、各府県が策定する「資源管理指針」等の下で各種の取組が継続されてきました。また、平成 24（2012）年には、行政間で意見交換を行う「さわら検討会議」及び漁業者・漁協・漁連間で意見交換を行う「サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会（以下「漁業者協議会」という。）」が設置され、両者において、それぞれ、資源状況の把握及び資源管理の取組内容の検討等が行われ、お互いが連携することで、関係 11 府県間において連携・協調した取組が行われてきました。これらの取組の結果として、平成 10（1998）年に 688 トンまで減少したサワラ資源の推定資源量は、令和 7（2025）年の最新の資源評価においては 6,500 トン程度まで回復しました。

このような中、平成 30（2018）年には漁業法が大幅に改正され、令和 2（2020）年の同法の施行以降は、同法に基づく、TAC 管理を基本とした資源管理を推進することとなりました。現在、水産庁では、その一環として、令和 6（2024）年 3 月に作成した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に則して、TAC 管理の対象資源の拡大、資源管理協定の適切な運用による自主的資源管理の高度化、漁業と一貫性のある遊漁の管理の推進等に取り組んでいます。

係る状況を踏まえて、この漁業法に基づく資源管理を推進することを目的として、今般、サワラ資源の広域資源管理の体制について、従前の体制・取組を踏まえつつ、さわら検討会議の中に漁業者協議会を設置することにより両会合を一体的かつ円滑に開催・運営するための再編・整理を行うこととしました。

その概要は別紙 1 「サワラ瀬戸内海系群の広域資源管理について」のとおりであり、今後の広域資源管理は、別紙 2 「サワラ検討会議開催要領」に基づき推進していきます。この運用により、漁業法及び科学的根拠に基づいたサワラ資源の広域資源管理の取組を推進していきます。

引き続きの、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

以下のスキームにより、サワラ検討会議とサワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会を一体的に運営することで、漁業法及び科学的根拠に基づくサワラ瀬戸内海系群の広域資源管理を推進する。

## サワラ検討会議(年2回開催)

【目的】漁業法及び科学的根拠に基づくサワラ瀬戸内海系群の広域資源管理の推進

【構成員】関係府県(行政・試験場)、海面利用関係機関・団体・協議会(※)、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会

(※)海面利用協議会、広域海面利用協議会及び遊漁船業法第28条に基づく協議会

【アドバイザー】水産機構、全漁連

【事務局】水産庁瀬戸内海漁業調整事務所

・資源の状況並びに関係府県における資源管理、操業及び遊漁の状況の共有

①科学的根拠に基づく資源管理措置の案の検討及び策定

②遊漁の取扱いの検討

③種苗放流の在り方の検討

・その他会議の目的を達成するために必要な検討

資源管理措置の案の  
検討を要請

(必要に応じて)  
共同で検討

## サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会(年1回開催)

【目的】漁業者による資源管理措置の検討及び決定

【構成員】関係府県漁業者、漁連・漁協

【アドバイザー】水産機構、関係府県(行政・試験場)

【事務局】水産庁瀬戸内海漁業調整事務所・全漁連

・資源の状況並びに関係府県における資源管理及び操業の状況の共有

・資源管理措置の案の検討

➡ 資源管理措置の決定

## 瀬戸内海広域漁業調整委員会等

広域的な資源管理の  
ための協議・調整

(必要に応じて)  
資源管理措置を担保  
する委員会指示の発出

報告  
・  
連携

## 関係府県

(必要に応じて)  
資源管理措置を担保  
するため、

・資源管理方針の変更  
・漁業調整規則の変更  
・資源管理協定の変更  
指導

## サワラ検討会議開催要領

### 1. サワラ検討会議の目的及び概要

漁業法及び科学的根拠に基づいたサワラ瀬戸内海系群（以下「サワラ資源」という。）の広域資源管理の取組を、関係府県間において認識を共有した上で推進するため、2の協議・検討事項について、3の構成員等により協議・検討するサワラ検討会議（以下「本会議」という。）を設置する。

本会議は、原則一年度あたり2回の開催とし、必要がある場合には臨時に開催することができる。会議の形態は、対面、オンライン又は書面のいずれかの形式又はそれらを組み合わせて開催する。

本会議には、特に、漁業者による資源管理措置に関する検討及び決定を行うため、「サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会（以下「漁業者協議会」という。）」（別添）を設置する。本会議からは、漁業者協議会に対し、本会議における協議・検討結果を報告して資源管理の措置の案の検討を要請するとともに、必要に応じて、本会議と漁業者協議会を合同で開催して、2の協議・検討事項について議論することができる。

本会議と漁業者協議会の一体的な運用により決定された広域資源管理の取組は、本会議の事務局である瀬戸内海漁業調整事務所により、瀬戸内海広域漁業調整委員会や関係府県担当部局に報告することとする。その上で、本会議は、これらの機関との連携により、同広域漁業調整委員会による指示の発出や、都道府県資源管理方針の変更、漁業調整規則の変更及び資源管理協定の変更指導を図ることで、同取組に必要な担保措置を確保することとする。

また、遊漁の取組や種苗放流の取組については、必要に応じて、関係機関と協調し、効果的に取り組むこととする。

### 2. 協議・検討事項

本会議においては、資源の状況並びに関係府県における資源管理、操業及び遊漁の状況の共有を行った上で、主に次の事項について協議・検討する。

- ・科学的根拠に基づく資源管理措置の案の策定
- ・遊漁の取扱い
- ・種苗放流の在り方

種苗放流の在り方に関しては、令和2（2020）年度に公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会及び瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会により作成されたサワラの種苗生産・中間育成・放流技術のマニュアルを踏まえることとする。

そのほか、本会議の目的を達成するために必要な検討を行うことができる。

### 3. 構成員等

本会議は、次の機関等の代表者を構成員及びアドバイザーとする。また、必要な場合には、協議・検討の内容に関連する他の機関等の代表者に出席を求め、その意見及び説明を求めることができる。

なお、本会議の事務局は、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所が務める。

#### 【構成員】

- ・サワラ資源関係府県

- ・瀬戸内海の海面利用関係機関・団体・協議会（海面利用協議会\*、広域海面利用協議会\*\*及び改正遊漁船業法第28条に基づく協議会\*\*\*等）
- ・瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会（公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会）

【アドバイザー】

- ・水産研究・教育機構 水産資源研究所
- ・全国漁業協同組合連合会

\* : 「海面利用協議会等の設置について」（平成6年7月11日付け6水振第1583号）に基づき設置される海面利用協議会

\*\* : 「広域海面利用協議会の設置について」（平成11年6月28日付け11水管第1714号）に基づき設置される広域海面利用協議会

\*\*\* : 遊漁船業の適正化に関する法律第28条に基づき設置される協議会

## サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会事務規程

サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会（以下「漁業者協議会」という。）の組織及び運営等に関する事務規程を次のとおり定める。

### 1. 構成員等

漁業者協議会は、次の漁業者・機関等を構成員及びアドバイザーとする。また、必要な場合には、協議・検討の内容に関連する他の機関等に出席を求め、その意見及び説明を求めることができる。

なお、事務局は、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所及び全国漁業協同組合連合会が共同で務める。

#### 【構成員】

- ・サワラ資源関係漁業者
- ・サワラ資源関係漁連・漁協

#### 【アドバイザー】

- ・水産研究・教育機構 水産資源研究所
- ・サワラ資源関係府県

### 2. 構成員の代表委員

各府県の漁業者及び各府県の漁連・漁協においては、各1名の代表委員を選出する。

漁業者協議会での取決め事項は、原則として代表委員の合意を前提とする。代表委員が欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。

代表委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

代表委員が欠けた場合は、補欠委員を選任することができるものとする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 3. 開催等

(1) 漁業者協議会は、原則として一年度あたり1回の開催とし、サワラ秋漁終了後に開催する。そのほか、必要がある場合には、臨時に開催することができる。

(2) 漁業者協議会は、対面、オンライン又は書面のいずれの形式又はそれらを組み合わせて開催することができる。

令和 7 年 10 月  
さわら検討会議

## ●サワラ遊漁に関するアクション・プラン

	目的	取組内容	備考
フェーズ1 (令和7年度末頃まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サワラ遊漁の年間採捕量（最大釣果・最小釣果）を推計した上で、暫定的な漁獲・採捕尾数ベースのサワラ遊漁の割合を算出する。</li> <li>●釣果投稿サイトの採捕情報に基づくサワラ陸釣り遊漁の採捕データを漁業独立データ（指標）として確立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サワラ遊漁に関するネット情報及び遊漁船業者への聞き取り等に基づく関係府県の登録遊漁船の実態把握及びサワラ採捕データ等を収集・整理する（関係府県）。</li> <li>●釣果投稿サイトの採捕情報に基づくサワラ陸釣り遊漁の採捕データ等を収集・整理する（瀬戸調）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者協議会及び瀬戸内広調委へのアクション・プランの説明。</li> <li>・漁業者協議会へのサワラ関係府県の登録遊漁船のサンプル調査への協力要請。</li> </ul>
フェーズ2 (令和9年度末頃まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サワラ遊漁の年間採捕量を推計した上で、漁獲・採捕尾数及び量ベースのサワラ遊漁の割合を算出する。</li> <li>●サワラ遊漁船のサンプル調査に基づくサワラ遊漁船の採捕データを漁業独立データ（指標）として確立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係府県の登録遊漁船のサンプル調査を実施する（瀬戸調・関係府県）。</li> <li>●遊漁者及び遊漁関連団体等への周知活動（瀬戸調・関係府県）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者協議会及び瀬戸内広調委へのサワラ遊漁の年間採捕量の推計値及び漁獲・採捕尾数及び量ベースのサワラ遊漁の割合について説明。</li> </ul>
フェーズ3 (令和10年度末頃まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サワラ遊漁の情報・データの資源評価への活用方法を検討する。</li> <li>●サワラ遊漁の採捕報告及び資源管理措置を検討する（TAC 管理導入の検討状況についても考慮する。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●瀬戸内海広域漁業調整委員会指示等（採捕報告及び資源管理措置など）の検討（瀬戸調・関係府県・水産研究・教育機構）。</li> <li>●遊漁者及び遊漁関連団体等への周知活動及び協議（瀬戸調・関係府県）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者協議会及び瀬戸内広調委への瀬戸内海広域漁業調整委員会指示等（採捕報告及び資源管理措置など）の説明。</li> </ul>

※上表の記載内容については、各フェーズの結果及び状況変化等を踏まえて、適宜、修正する可能性がある。